

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア二課

1. 基本情報

国名：ネパール連邦民主共和国（ネパール）

案件名：学校セクター開発計画(School Sector Development Program)

G/A 締結日：2020年7月23日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパール連邦民主共和国は、「第14次3か年計画（2016/17年度～2019/20年度）」において、教育セクター開発を貧困削減に向けた主要戦略の一つとして掲げ、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）のゴール4達成に向けた取り組みを行っている。当国では、2016年7月に終了した「学校セクター改革計画2009-2016」(School Sector Reform Plan。以下、「SSRP」という。)によって、教育のアクセスに大きな改善が見られた。一方、SSRP合同評価最終報告書では、地域間及び民族間における教育機会や学力の格差是正が引き続き課題となっており、全ての児童への基礎教育の提供とともに、学びの質の改善が求められている。また、教育マネジメントの面では教育行政の地方分権化や住民参加による学校運営が法制度化されているが、地方行政や学校レベルの人材及び予算不足等から十分に機能していない点が課題となっている。

かかる状況を受け、当国政府は、現在SSRPの後継となる「学校セクター開発計画2016-2021」(School Sector Development Plan。以下、「SSDP」という。)を実施しており、後継プログラムの策定に向けた検討もネパール政府内で行われている。SSDPでは、教育段階別（就学前教育、基礎教育、中等教育、識字・生涯教育等）に、①教員マネジメントと職能開発、②学校ガバナンスとマネジメント、③教育行政機関の能力開発、④災害リスク削減と学校安全、⑤モニタリング評価・アセスメント、⑥試験と認証評価、⑦情報通信技術を活用した教育、⑧学校保健という8つの切り口から各種取組が行われており、当国教育セクターの課題解決に貢献してきている。2017年には、連邦制への以降に伴い教育行政の改編が行われているが、SSDPは新体制に引き継がれ、改編後も継続的に実施されている。

SSDPが開始した2016年と2019年を比較すると、基礎教育（8年生）純就学率（89.4%→92.7%）、修了率（69.6%→71.3%）、非就学児童率（10.6%→7.3%）のいずれも大きく改善している一方で、算数や理科の成績については大きな改善がみられないことから、引き続き基礎学力の向上への本格的な支援が必要となっている（SSDPモニタリングレポート、2019）。

学校セクター開発計画（以下、「本事業」という。）は、SSDPへの財政支援を行うことにより、当国の教育の質向上、地域・民族間格差の解消及び教育行財政マネジメントの改善を促進するものである。また、本事業は、教育開発分野の重要事業に位置づけられており、我が国のSSDPに対する継続的な支援が期待されている。

(2) 教育セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本計画の位置付け

我が国の対ネパール連邦民主共和国国別開発協力方針（2016年9月）では、開発課題として「教育・保健サービスの向上」が定められており、基礎教育への支援を実施することとしている。また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年4月）は、地方・農村部の貧困削減にとって、教育・保健等の基礎的社会サービスの向上が重点課題であると分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

また、JICA はネパール財務省と我が国の優先課題への予算割り当てに同意する覚書を取り交わしており、毎年、財政支援の半額相当額（1億5千万円）は日本の意向に則って活用されることとしている。

本事業は当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、SSDP 実施のための財政支援を通じて当国の教育の質の向上、地域・民族間格差の解消、教育行財政マネジメントの改善を促進するものであり、SDGs ゴール 4 への貢献が期待されることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

（3）他の援助機関の対応

SSDP に対しては、我が国以外に 8 つの国・機関（世界銀行、アジア開発銀行、国連児童基金、教育のためのグローバル・パートナーシップ、欧州連合、ノルウェー、フィンランド、アメリカ）が財政支援を行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ネパール政府の「学校セクター開発計画(SSDP)」において、他ドナーと協調しつつ被援助国の制度・枠組みを最大限活用することを前提とした財政支援を行うことにより、教育のアクセス及び質の向上、並びに教育行政マネジメントの改善を図り、もって当国の教育サービスの向上と地域・民族間格差の解消に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

ネパール全土

（3）総事業費／概算協力額

支援対象プログラム全体の想定資金規模総額：6,461 百万ドル（約 7,100 億円）（5 年間）
うち本事業概算協力額（日本側）：300 百万円（272 万ドル相当）

（注）概算協力額については閣議用レート（1 米ドル＝109.96 円）で計算
なお、概算協力額内訳は以下のとおり。

日本（JICA）：1500 百万円（1364 万ドル相当）（2016 年度～2020 年度の 5 年間）

（注）概算協力額については閣議用レート（1 米ドル＝109.96 円）で計算

世界銀行：185 百万ドル（2016 年～2021 年）

アジア開発銀行：120 百万ドル（2016 年～2021 年）

国連児童基金：2.5 百万ドル（2016 年～2021 年）

教育のためのグローバル・パートナーシップ：27.1 百万ドル（2016 年～2021 年）

欧州連合：66.7 百万ドル（2016 年～2021 年）

ノルウェー：30 百万ドル（2016 年～2021 年）

フィンランド：23.6 百万ドル（2016 年～2021 年）

アメリカ：5 百万ドル（2018 年～2021 年）

(4) 事業実施期間

支援対象プログラム：2016年7月～2021年7月（60ヵ月）

※SSDPは当初2023年度まで実施予定であったが、2017年にネパール政府が連邦制に移行したことに伴い、2021年度までに短縮となった。

本事業の贈与実行時期：2020年11月（予定）

(5) 事業実施体制

1) 支援対象プログラム責任機関：ネパール連邦民主共和国教育科学技術省

2) 先方政府・財政支援ドナー共通のモニタリング・評価実施体制

SSDPの実施・モニタリング・評価については、全て当国政府と財政支援ドナーが合同で実施する。財政支援資金は同国政府の口座に直接拠出され、同国の財政制度に基づいて管理・支出され、4ヵ月ごとに財務報告書が参加ドナーに提出される。また、当国の教育科学技術省と財政支援ドナーによる合同予算協議会が年1回開催され、その結果を踏まえて次年度の年次活動計画が策定される。加えて、プログラムの進捗を確認する合同進捗確認会合が年に2回開催され、財政支援ドナーによるマクロ教育財政の状況や運営についての進捗確認が定期的に行われる。ドナー合同モニタリング・評価には、日本大使館並びにJICAネパール事務所、現地職員及び個別専門家が参加し、月に1、2回の頻度でSSDPの進捗確認等を行う。

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

個別専門家「教育アドバイザー（2018年～2020年）」（2021年以降も継続予定）による政策・制度面での助言をもとに、技術協力「小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）（2013年～2018年）」で構築された学校運営改善モデルや「教育の質の向上支援プロジェクト（2019年～2024年）」によって作成される予定の算数教材や実施される教員研修等をSSDPの枠組みにおいて当国全土に広く普及・展開し、制度化していくことが期待される。特に基礎的な算数能力の向上が喫緊の課題として位置付けられている中、新規技術協力「教育の質の向上支援プロジェクト」は、教材開発や教員研修を通して授業改善を図り、校内の教育支援体制を強化することで教育の質の改善を目指すものであり、SSDPの目標達成への貢献が期待される。また、SSDPに沿ったドナー協調や政府の政策決定に関わることで当該技術協力の円滑な実施が可能となる。

2) 他援助機関等の援助活動

財政支援ドナーはSSDPの円滑な実施とプログラム目標の達成を支援するため、当国政府とドナーで構成されるテーマ別グループ及び委員会（TGW）を形成し、議長（ネパール側）、共同議長（財政支援ドナー）のもと、SSDPの進捗管理、テーマ別（カリキュラム開発、教員マネジメント等）の協議をしており、我が国もグループ・委員会のメンバーとして技術協力専門家がカリキュラム等に関する技術的助言を行っている。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境

への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<分類理由>SSDP では、教育におけるジェンダー格差の是正を目的とした マニュアル作成等を計画している。よって、ジェンダー活動統合案件に分類。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2015/16年)	目標値 (2020/21年) 【支援対象プログラム5年目】
基礎教育 (8年生) 純就学率 (%)	89.4	95.0
基礎教育 (8年生) 修了率 (%)	69.6	85.0
基礎教育における非就学児童率 (%)	10.6	5.0
初等教育 (5年生) の学習到達度 (%)	算数 48.0	56.0
	ネパール語 46.0	59.0
	英語 47.0	57.0
初等教育 (8年生) の学習到達度 (%)	算数 35.0	55.0
	ネパール語 48.0	57.0
	理科 41.0	55.0

出典：SSDP Joint Review Meeting Aide Memoire (2019)

(2) 定性的効果

- ・授業を受けやすい安全な学校環境及び学校に通いやすい学びの環境の提供。
- ・地域間及び民族間における教育格差の減少。

5. 前提条件・外部条件

前提条件・外部条件：ネパール政府の就学前教育、基礎教育、中等教育、識字・生涯教育等にかかる方針が変更されず、SSDP が継続して実施される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国「開発政策借款」(2005～2008年) やベトナム社会主義共和国「第3・4・5次貧困削減支援借款」(2004～2006年) の事後評価結果等から、財政支援型の援助の成果発現のためには、政策レベルでの議論と現場レベルでの技術協力との連携(具体的には、政策レベルで議論された政策課題を現場の技術協力につなげ実効性を高める、現場での問題意識や課題を政策対話に持ち込む等) が重要であるとの教訓が得られている。

本事業においても、教育の質の向上、地域間・民族間の教育格差解消、教育行財政マネジメントの改善という成果の発現のために、個別専門家による政策レベルでのインプットと技術協力による活動との連携を取りながら進めていく予定である。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、ネパール政府が実施する学校セクター改革計画の推進を通じて教育の質の向上、教育の地域・民族間格差解消、教育行財政マネジメントの改善に資するものであり、SDGs ゴール 4「すべての人にインクルーシブかつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

支援対象プログラムの終了時点で被援助国政府や参加ドナーにより実施される共同レビューまたは評価に日本政府/JICA が参加し実施。

以 上